令和４年度

# 新井自治協議会
# 定期総会議案書

7月17日（土）
丹波市ラジオ体操講習会

# 令和４年度新井自治協議会定期総会議案

**下記の第１号議案から第５号議案について承認を求めます。**

第１号議案　令和３年度事業報告の件

＊令和３年度新井自治協議会事業報告　Ｐ２～5

【参考資料】 令和３年度の主な行事　Ｐ6～7

第２号議案　令和３年度会計決算書報告の件

＊令和３年度新井自治協議会会計決算書　Ｐ8~P10

・令和３年度新井自治協議会基金会計

＊令和３年度新井の郷交流広場会計決算書　P11

・令和３年度新井の郷基金会計

第２号議案に関する令和３年度会計監査報告　P12

第３号議案　新井自治協議会会則改正の件

＊新井自治協議会会則の改正　P13~P14

【参考資料】 新井自治協議会会則（新旧表）　Ｐ15～17

新井自治協議会会則（改正後）　Ｐ18～24

第４号議案　令和４年度事業計画（案）の件

＊令和４年度新井自治協議会事業計画（案）　P25~P26

第５号議案　令和４年度収支予算書（案）の件

＊令和４年度新井自治協議会会計予算書（案）　P27~P29

＊令和４年度新井の郷交流広場会計予算書（案）　P30

【参考資料】　令和 3･4 年度役員名簿　P31

# 令和３年度新井自治協議会事業報告

## 令和３年度事業（まとめ）

令和３年度は、昨年からの新型コロナのまん延により、政府が４月 25 日から緊急事態宣言を発令したことにより、５月１日から５月 31 日までを新井ふれあいセンターを休館としました。しかし、第３回の緊急事態宣言は、最終的には６月 20 日までとなりますが、６月以降、感染予防を徹底して、貸館事業を実施しました。それ以降も、まん延防止や緊急事態宣言が幾度となく発令され、事業を中止せざるを得ない状況となりました。このような中での活動内容は、次の通りです。

参考　兵庫県の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置期間は

| | |
|---|---|
| 第１・２回目　緊急事態宣言 | 令和２年４月７日～５月 21 日 |
| | 令和３年１月 14 日～２月 28 日 |
| 第１回目　まん延防止期間 | 令和３年４月５日~４月 24 日 |
| 第３回目　緊急事態宣言 | 令和３年４月 25 日～６月 20 日 |
| 第２・３回目　まん延防止期間 | 令和３年６月 21 日～７月 11 日 |
| | 令和３年８月２日～８月 19 日 |
| 第４回目　緊急事態宣言 | 令和３年８月 20 日～９月 12 日 |
| 第４回目　まん延防止期間 | 令和４年１月 27 日～３月 21 日 |

### Ⅰ令和３年度新井自治協議会地域づくり活動報告

１、広報活動

○　広報誌の発行

30 号　（７月発行）組織体制と活動計画及び予算概略を掲載

臨時号（１月発行）健康ウォーキング及びコロナ感染予防啓発

31 号　（３月発行）事業及び活動報告と新井ふれあいセンターの話題等を掲載

○ SNS よる啓発活動の構築

新井自治協議会のホームページの改修・LINE 公式アカウントの取得及び ZOOM を使ったオンライン会議の実施

２、子ども地域教育支援事業

○　子供見守り活動支援

110 番旗を令和 2 年度は 30 旗を購入、今年度は、残り 35 旗購入をして、見守り用旗の配備は完了した。今後、PTA と協議しながら整備を進めていきたい。

参考　110 番旗　1,010 円×35 旗＝35,350 円
　　ポール　　400 円×15 本＝6,000 円

○保育・教育支援

新井小 6 年生の教科授業である「新井塾」は、柏原の水資源について田路・母坪浄水場の経過を大新屋の倉橋　成年氏を講師に現地フィールドワークや座学をおこなった。

柏原中学校の卒業生に、例年通りバラの苗木を贈り、認定こども園「ミライズそら」には、野菜の苗を提供し子ども達の育成を支援した。

参考　　野菜苗　　14,595 円
　　バラの苗木　　1,450×29 名＝42,050 円

＊新井塾・・・毎年６年生が新井の地域の方より昔の話を聞いたりして、新井地区に関係するものを研究する。（新井小学校校歌の研究・北山坂の歴史・新井の土地改良事業等）

○夏休みチャレンジ学習　（４年生～６年生の 38 名が参加）

昨年コロナのために中止となりましたが、今年は（実施日７/26・７/27・７/30・８/２）の４日間実施しましたが、最終日の８/20 のクラフト館の工作は、コロナのために中止となりました。

参考　　支出総額　37,477 円

＊夏休みチャレンジ学習　（４年生～６年生が地域の講師先生と一緒に夏休みの宿題をしたり折り紙をしたり約２時間ふれあいセンターで過ごします。）

３、暮らしの安全安心事業

○　防災訓練の実施　1 月 10 日実施

災害時の非常食の試食及び防災教室として、市の職員・防災リーダーの派遣をいただき煙体験ハウスによる防災訓練を実施しました。

○　防災・救急救命器具の整備

災害時の電源確保のためポータブル電源及び太陽光パネル等を購入し、携帯電話の充電等利用できる体制を整備した。

参考　　防災機材購入　124,432 円　（防災補助金　99,000 円　自己資金　25,432 円　8 割補助）

○　健康教室・福祉教室　（一部中止）

新井ふれあいセンターの「いきいき百歳体操」は、コロナで閉館時を除いて継続して週 1 回

（水曜日）行った、また、交流事業として、夏休みチャレンジ学習で子供たちと一緒に百歳体操を行った。

４、豊かな環境文化事業

○ 新井地区文化創作作品展

実施日 11 月５日（金）～７日（日） 新井ふれあいセンター

日頃趣味や学習で培われた作品が 56 名から集まり、暮らしの中の文化が披露でき、134 名の来場者となりました。

○ 花いっぱい運動 実施日５月 21 日（金）、11 月 16 日（火）

県の「花のあるみちづくり事業」による年２回の花苗の配給を受け、地域３ヶ所に設置されたプランターに植栽ができた。また、昨年度に続き、大新屋自治会のつつじ植栽の苗を購入した。

５、地域活性化事業

○ 子ども・子育て交流広場 実施日 10 月 23 日（土） 新井ふれあいセンター

新井地区の子育てを応援しようと、柏原子育てセンターと共催して子育て世代と子ども達が交流できる機会を持った。リコーダーコンサートや人形劇やチューリップの植栽等を行い、子育て親子を中心に約 91 名が集った。

参考 支出総額 185,294 円 （地域福祉推進支援事業助成 185,000）

６、健康ふれあい事業 （一部実施）

○ 新井地区体育振興事業

令和 4 年１月 10 日（祝）に約 40 名の参加者を集め、ノルディックウォーキングを新井ふれあいセンターから年輪の里までの往復で実施した。

地域ぐるみラジオ体操として、丹波市ラジオ体操講習会を７月 17 日（土）にＮＨＫテレビ・ラジオ体操指導者多古肇先生・原川愛先生を招いて実施した。

参考 支出合計 49,333 円 （丹波市スポーツ振興事業助成 全額）

下記の計画事業は中止とした。

・囲碁ボール大会・グラウンドゴルフ大会・地域ぐるみラジオ体操（８月実施）

７、拠点施設整備事業

○ LED 照明への交換・畳の表替え・自動ドアの修繕を総額 2,007,900 円で実施

参考 （拠点施設整備事業補助金 1,338,000 円 3 号交付金 669,000 円 自己資金 900 円）

○ SNS 環境整備のためのパーソナルコンピューター２台買替 総額 519,420 円

参考　（新しい生活様式補助金 200,000 円 3 号交付金繰越 300,520 円 自己資金 18,900 円）

○ 施設防犯カメラの設置

施設の防犯強化として、4 か所の防犯カメラを設置した。

**Ⅱ交流広場事業報告**

○ 黒豆菓子の加工は悠々の森協会に委託し２月にポン菓子を作った。

**令和3年度の主な行事**

| 月 | 日 | 曜日 | 行　事　名 | 場　所 | 内　容 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 2 | 金 | 新井自治協議会理事会 | 新井ふれあいセンター | 事業報告・予定 |
| | 9 | 金 | 自治会戸数、賠償保険数報告締め | | |
| | 12 | 月 | 丹波市ラジオ体操講習会打合せ | 新井ふれあいセンター | 会長・事務局長 |
| | 13 | 火 | 新井自治協議会監査会 | 新井ふれあいセンター | 会長他出席 |
| | 16 | 金 | 幹事会 | 新井ふれあいセンター | 議案書配布 |
| | 19 | 月 | 丹波市広報仕分け・配布 | 旧柏原支所 | 事務局 |
| | 20 | 火 | 業者消防設備点検 | 新井ふれあいセンター | |
| | 20 | 火 | 自治会役員報告締め | | |
| | 27 | 火 | 新井自治協３役会 | 新井ふれあいセンター | |
| | 30 | 金 | 新井自治協議会総会表決締め日 | | Ｒ２決算・事業報告/Ｒ３予算・事業計画 |
| 5 | 1 | 土 | 緊急事態宣言により5月31日まで休館 | | |
| | 12 | 水 | 献血推進活動 | 柏原自治会館 | 柏原地区支えあい推進会議 |
| | 19 | 水 | 丹波市広報仕分け・配布 | 旧柏原支所 | |
| | 21 | 金 | 県花のある道づくり事業　苗配布 | 新井ふれあいセンター | 大新屋・悠遊の森・新井ふれあいセンター |
| | 27 | 木 | 新井自治協議会三役会 | 新井ふれあいセンター | 3役 |
| 6 | 2 | 水 | 新井塾打合せ | 新井ふれあいセンター | 片桐先生・事務局長 |
| | 5 | 土 | ホームページ打合せ | 新井ふれあいセンター | |
| | 9 | 水 | 新井塾打合せ | 新井ふれあいセンター | 片桐先生・事務局長 |
| | 19 | 土 | 丹波市広報仕分け・配布 | 旧柏原支所 | 事務局 |
| | 20 | 日 | 緊急事態宣言により休館 | 新井ふれあいセンター | |
| | 25 | 金 | 第1回新井自治協議会理事会 | 新井ふれあいセンター | 三役・理事 |
| | | | 支えあい推進会議 | 新井ふれあいセンター | |
| 7 | 7 | 木 | 新井塾開校式 | 新井小学校 | 会長・事務局長出席 |
| | 9 | 金 | 第1回新井自治協幹事会 | 新井ふれあいセンター | 三役・理事・幹事 |
| | 13 | 火 | 倉橋成年さんと打合せ | 新井ふれあいセンター | 事務局長 |
| | 14 | 水 | 新井塾 | 新井小学校 | 事務局長出席 |
| | 17 | 土 | 丹波市ラジオ体操講習会 | 新井小学校グラウンド | 三役・理事他 |
| | 17 | 土 | 地域環境整備 | 新井ふれあいセンター | 庭木剪定・物品整理及び廃棄 |
| | 19 | 月 | 丹波市広報仕分け・配布 | 旧柏原支所 | 事務局 |
| | 19 | 月 | 新井自治会広報発行・配布 | | 事務局 |
| | 21 | 水 | 新井塾（現地フィールドワーク） | 母坪浄水場 | 会長・事務局長 |
| | 26 | 月 | 令和たんば塾（1日目） | 新井ふれあいセンター | |
| | 27 | 火 | 令和たんば塾（2日目） | 新井ふれあいセンター | |
| | 30 | 金 | 令和たんば塾（3日目） | 新井ふれあいセンター | |
| 8 | 2 | 月 | 令和たんば塾（4日目） | 新井ふれあいセンター | |
| | 10 | 火 | 悠遊の森ポン菓子加工 | 新井ふれあいセンター倉庫 | |
| | 17 | 火 | 献血推進活動 | 柏原自治会館 | 柏原地域支えあい推進会議 |
| | 19 | 木 | 丹波市広報仕分け | 旧柏原支所 | 事務局 |
| | 20 | 金 | 丹波市広報配布 | | 事務局 |
| | 20 | 金 | 緊急事態宣言発令につき休館 | | |
| | 21 | 土 | ラジオ体操　中止 | | |
| | 24 | 火 | 新井自治協三役会 | 新井ふれあいセンター | |
| | 27 | 金 | 新井塾発表会 | 新井小学校 | 会長・事務局長出席 |
| 9 | 1 | 水 | 業者自動ドア点検 | 新井ふれあいセンター | |
| | 1 | 水 | 業者和室畳替え | 新井ふれあいセンター和室 | |
| | 17 | 金 | 第2回新井自治協理事会 | 新井ふれあいセンター | 三役・理事 |
| | 18 | 土 | 丹波市広報仕分け配布 | 柏原一番館 | 事務局長 |
| | 27 | 月 | お米deつなぐ | 新井ふれあいセンター | 27日～10月2日搬入 |
| | 28 | 火 | 新井自治協三役会 | 新井ふれあいセンター | 三役 |
| | 30 | 木 | 柏原地域支えあい推進会議 | 新井ふれあいセンター | |
| | 8 | 金 | 柏原自治会長会 | 新井ふれあいセンター | |
| | 12 | 火 | 三組織懇話会 | 新井ふれあいセンター | |

**令和3年度の主な行事**

| 月 | 日 | 曜日 | 行　事　名 | 場　所 | 内　容 |
|---|---|---|---|---|---|
| 10 | 12 | 火 | マイナンバー打合せ | 新井ふれあいセンター | 会長・事務局長 |
| | 19 | 火 | 丹波市広報仕分け | 柏原一番館 | 事務局 |
| | 21 | 木 | 新井自治協三役会 | 新井ふれあいセンター | 三役 |
| | 23 | 土 | 子ども子育て広場 | 新井ふれあいセンター | 参加者　大人・子ども合計約　90名 |
| 11 | 4 | 木 | 柏原地域支えあい推進会議 | 新井ふれあいセンター | |
| | 5 | 金 | 文化創作作品展 | 新井ふれあいセンター | |
| | 6 | 土 | 文化創作作品展 | 新井ふれあいセンター | |
| | 7 | 日 | 文化創作作品展 | 新井ふれあいセンター | |
| | 9 | 火 | 柏原自治会長会 | 新井ふれあいセンター | |
| | 16 | 火 | 新井自治協議会三役会 | 新井ふれあいセンター | |
| | 16 | 火 | 県花のある道づくり事業　苗配布 | 新井ふれあいセンター | 大新屋・悠遊の森・新井ふれあいセンター |
| | 17 | 水 | 献血推進活動 | 柏原自治会館 | 柏原地域支えあい推進会議 |
| | 18 | 木 | 丹波市広報仕分け配布 | 柏原一番館 | 事務局長 |
| | 19 | 金 | 第3回新井自治協議会理事会 | 新井ふれあいセンター | 三役・理事 |
| | 24 | 水 | 地域コミュニティ活動推進連絡会 | 新井ふれあいセンター | |
| | 26 | 金 | 鴨庄コミュニティウェブ会議 | 新井ふれあいセンター | 事務局長　（zoom参加）鴨庄 |
| | 30 | 火 | 悠遊の森ポン菓子加工 | 新井ふれあいセンター倉庫 | |
| 12 | 1 | 水 | 柏原地域支えあい推進会議 | 新井ふれあいセンター | |
| | 10 | 金 | 新井自治協議会三役会 | 新井ふれあいセンター | 三役 |
| | 14 | 火 | 柏原地域支えあい推進会議 | 新井ふれあいセンター | |
| | 16 | 木 | 地域コミュニティ活動推進連絡会 | 新井ふれあいセンター | |
| | 17 | 金 | 丹波市広報仕分け配布 | 柏原一番館 | 事務局 |
| | 21 | 火 | 市民活動課立会検査 | 新井ふれあいセンター | 市民活動課　・事務局長 |
| | 21 | 火 | 消火設備の確認 | 新井ふれあいセンター | |
| | 23 | 木 | 館内清掃 | 新井ふれあいセンター | |
| | 24 | 金 | 館内清掃 | 新井ふれあいセンター | |
| 1 | 10 | 月祝 | 新春健康ウォーキング | 年輪の里 | 参加者約35名（役員含む） |
| | 18 | 火 | 新井自治協議会広報臨時号発 | | |
| | 19 | 水 | 丹波市広報仕分け | 柏原一番館 | 事務局 |
| | 20 | 木 | 市民活動課立会検査 | 新井ふれあいセンター | 市民活動課・事務局長 |
| | 24 | 月 | 柏原地域支えあい推進会議 | 新井ふれあいセンター | |
| | 28 | 金 | 地域コミュニティ活動推進連絡会 | 新井ふれあいセンター | 会長・事務局長・長久（zoom参加）和田 |
| 2 | 8 | 火 | 新井自治協議会三役会 | 新井ふれあいセンター | 三役 |
| | 8 | 火 | マイナンバー申請 | 新井ふれあいセンター | |
| | 15 | 火 | 悠遊の森ポン菓子加工 | 新井ふれあいセンター倉庫 | 2/9・2/10受付　2/17・2/18渡し |
| | 16 | 水 | 悠遊の森ポン菓子加工 | 新井ふれあいセンター倉庫 | 申込者9件 |
| | 17 | 木 | 丹波市広報仕分け | 柏原一番館 | 事務局 |
| | 17 | 木 | 柏原三組織懇話会 | 新井ふれあいセンター | |
| | 18 | 金 | 丹波市広報配布 | | 事務局長 |
| | 24 | 木 | 献血推進活動 | 柏原自治会館 | 柏原地域支えあい推進会議 |
| 3 | 8 | 火 | 新井自治協議会三役会 | 新井ふれあいセンター | 三役 |
| | 11 | 金 | 悠遊の森ポン菓子加工 | 新井ふれあいセンター倉庫 | |
| | 17 | 木 | 丹波市広報仕分け | 柏原一番館 | 事務局 |
| | 17 | 木 | 柏原自治会長会 | 新井ふれあいセンター | |
| | 18 | 金 | 第4回新井自治協議会理事会 | 新井ふれあいセンター | 三役・理事 |
| | 18 | 金 | 新井自治協議会広報発行 | | |
| | 24 | 木 | 新井自治協議会会計監査会 | 新井ふれあいセンター | 会長・事務局長・監査委員 |
| | 24 | 木 | 新井自治協議会三役会 | 新井ふれあいセンター | 三役 |
| | 25 | 金 | 第2回新井自治協幹事会 | 新井ふれあいセンター | 三役・幹事 |

# 令和3年度　新井自治協議会会計決算書

**収入金額　8,009,190　円**

**支出金額　7,219,142　円**

**差引金額　790,048　円**　　令和４年度へ繰越

## 1、収入の部

（単位：円）

| 項　　目 | R3年度決算額(B) | R3年度予算額(A) | 比較増減 (A)-(B) | 付　　記 |
|---|---|---|---|---|
| 前期繰越金 | 943,679 | 943,679 | 0 | 令和2年度より 繰越 |
| 市交付金 | 2,000,000 | 2,000,000 | 0 | 運営・管理/活動 |
| | 1,029,000 | 1,029,000 | 0 | |
| | 800,000 | 800,000 | 0 | ３号交付金 地域課題解決事業分 |
| | 147,000 | 147,000 | 0 | ４号交付金広報たんば配布受託 |
| 助成金 | 2,047,000 | 2,623,000 | 576,000 | 地域福祉推進支援 過年度137,000円・215,000円<br>防災機材補助金 99,000円<br>新しい地域づくり事業補助金 200,000円<br>スポーツ振興補助金 58,000円<br>地域づくり活動拠点施設整備補助金1,338,000円<br>合計 2,047,000円 |
| 受託料 | 240,000 | 240,000 | 0 | スポーツ21新井事務委託料 |
| 会費 | 454,000 | 461,000 | 7,000 | 会員 1,000円×453戸 賛助会費 |
| 利用料 | 145,041 | 150,000 | 4,959 | 施設及び備品利用料 |
| 受取保険料 | 181,970 | 181,000 | △ 970 | 8自治会より |
| 協賛金 | 0 | 0 | 0 | 協賛金他 |
| 雑収入 | 21,500 | 17,321 | △ 4,179 | 公衆電話手数料 |
| **合　　計** | **8,009,190** | **8,592,000** | **582,810** | |

## 2、支出の部

（単位：円）

| 項　　目 | | R3年度決算額(B) | R3年度予算額(A) | 比較増減 (A)-(B) | 付　　記 |
|---|---|---|---|---|---|
| 施設維持管理費 | 需用費 | **560,027** | **630,000** | **69,973** | |
| | 消耗品費 | 7,880 | 30,000 | 22,120 | 掃除用消耗品 維持管理用 |
| | 光熱水費 | 537,147 | 570,000 | 32,853 | 電気料金・上下水道代・ガス代 |
| | 修繕費 | 15,000 | 30,000 | 15,000 | 身障トイレ修繕 |
| | 委託料 | **338,550** | **400,000** | **61,450** | |
| | 施設管理委託料 | 250,000 | 300,000 | 50,000 | 土日・夜間管理委託料 |
| | 保安点検委託料 | 88,550 | 100,000 | 11,450 | 自動ドア55,000円、消防設備 33,550円 |
| | 備品購入費 | **563,145** | **565,000** | **1,855** | |
| | 消耗備品費 | 563,145 | 565,000 | 1,855 | コンピュータ２台及び関連器機 |
| | 工事請負費 | **2,175,100** | **2,515,000** | **339,900** | |
| | 工事請負費 | 2,175,100 | 2,515,000 | 339,900 | LED交換事業・畳表替え・自動ドア修理等工事費・防犯カメラ |
| | 小　計 | **3,636,822** | **4,110,000** | **473,178** | |
| | 報酬 | **186,000** | **196,000** | **10,000** | |
| | 役員報酬 | 186,000 | 196,000 | 10,000 | 会長30,000円 副会長20,000円×2<br>理事10,000円×11 監事3,000円×2 |
| | 賃金 | **1,979,744** | **2,106,000** | **126,256** | |
| | 推進員賃金 | 1,935,644 | 2,055,000 | 119,356 | 自治会事務職員賃金 ２名分 |
| | 通勤費 | 44,100 | 51,000 | 6,900 | 4200円/月 |

| 項　　目 | | | R3年度決算額(B) | R3年度予算額(A) | 比較増減 (A)-(B) | 付　記 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 協議会運営費 | 費用弁償 | | **44,000** | **48,000** | **4,000** | |
| | | 車両借上費 | 44,000 | 48,000 | 4,000 | 車両借り上げ@2,000円/月2人 |
| | 会議費 | | **0** | **50,000** | **50,000** | |
| | | 会議研修費 | 0 | 50,000 | 50,000 | |
| | 需用費 | | **146,034** | **285,000** | **138,966** | |
| | | 消耗品費 | 61,977 | 125,000 | 63,023 | ゴミ袋,消毒液他 |
| | | 印刷製本費 | 84,057 | 160,000 | 75,943 | コピートナー・保守・使用料 |
| | 使用料及び賃借料 | | **26,650** | **27,000** | **350** | |
| | | 賃借料 | 10,000 | 10,000 | 0 | 北山倉庫借り上げ料 |
| | | テレビ受信料 | 16,650 | 17,000 | 350 | ＮＨＫ受信料、共聴組合代 |
| | 役務費 | | **448,037** | **453,000** | **4,963** | |
| | | 通信運搬費 | 156,367 | 160,000 | 3,633 | 電話・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ・郵送料、FM放送　36,000円 |
| | | 保険料 | 291,670 | 293,000 | 1,330 | 自治会保険・火災保険　64,200円 |
| | 基金積立 | | **100,000** | **100,000** | **0** | |
| | | 基金積立 | 100,000 | 100,000 | 0 | 基金会計へ繰り入れ |
| | 負担金 | | **80,000** | **95,000** | **15,000** | |
| | | 負担金 | 80,000 | 95,000 | 15,000 | 柏原地域支えあい推進会議　30,000円<br>観光協会40,000円、175号協議会10,000円 |
| | 予備費 | | **0** | **170,000** | **170,000** | |
| | | 予備費 | 0 | 170,000 | 170,000 | |
| | 小　　計 | | **3,010,465** | **3,530,000** | **519,535** | |
| 活動費 | 子ども地域教育事業 | 地域ぐるみあいさつ運動 | **45,485** | **60,000** | **14,515** | |
| | | 材料費 | 45,485 | 60,000 | 14,515 | 子ども110番旗更新 |
| | | 遊び場・学びの場づくり | **0** | **15,000** | **15,000** | |
| | | 材料費 | 0 | 12,000 | 12,000 | コロナにより中止 |
| | | 日当 | 0 | 3,000 | 3,000 | コロナにより中止 |
| | | 保育・教育支援 新井塾・卒業記念 | **59,561** | **60,000** | **439** | |
| | | 関係諸費 | 59,561 | 60,000 | 439 | 新井塾、中学卒業記念バラ、保育園野菜苗 |
| | | 夏休みチャレンジ | **37,477** | **70,000** | **32,523** | |
| | | 関係諸費 | 37,477 | 70,000 | 32,523 | 講師謝金・図書カード他 |
| | 暮らしの安全安心事業 | 災害・緊急時の備えづくり | **125,952** | **134,000** | **8,048** | |
| | | 体制構築諸費 | 0 | 4,000 | 4,000 | コロナにより中止 |
| | | 消耗品・備品費 | 125,952 | 130,000 | 4,048 | 防災機材購入 |
| | | 福祉教室・介護等教室 | **6,119** | **20,000** | **13,881** | |
| | | 関係諸費 | 6,119 | 20,000 | 13,881 | SNS関連書籍 |
| | | 住民集いの場づくり | **0** | **150,000** | **150,000** | |
| | | 関係諸費 | 0 | 150,000 | 150,000 | コロナにより中止 |
| | 費 | 地域の歴史学習 | **5,000** | **10,000** | **5,000** | |
| | | 関係諸費 | 5,000 | 10,000 | 5,000 | 歴史研究経費 |
| | | 名所の整備 | **2,618** | **14,000** | **11,382** | |
| | | 日当 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 関係諸費 | 2,618 | 14,000 | 11,382 | |

| 項　　目 | | | R3年度決算額(B) | R3年度予算額(A) | 比較増減 (A)-(B) | 付　記 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 活動費 | 豊かな環境文化事業 | ふれあい文庫の充実 | **0** | **15,000** | **15,000** | |
| | | 図書関係費 | 0 | 15,000 | 15,000 | 幼児書籍 |
| | | 文化創作作品展 | **8,607** | **25,000** | **16,393** | |
| | | 消耗品費 | 8,607 | 25,000 | 16,393 | 展示用消耗品 |
| | | 花いっぱい運動 | **31,614** | **50,000** | **18,386** | |
| | | 材料費 | 31,614 | 50,000 | 18,386 | 植栽グループ支援他 |
| | | 地域美化活動 | **0** | **20,000** | **20,000** | |
| | | 関係諸費 | 0 | 20,000 | 20,000 | 資材、燃料、飲み物等 |
| | | 標語看板の維持管理 | **0** | **0** | **0** | |
| | | 関係諸費 | 0 | 0 | 0 | |
| | 地域活性化事業 | 子ども子育て広場 | **185,294** | **186,000** | **706** | |
| | | 材料費 | 124,839 | 125,000 | 161 | 球根・プランター及び飾付等消耗品 |
| | | 消耗品費 | 12,455 | 13,000 | 545 | マスク、消毒液等 |
| | | 謝礼金 | 28,000 | 28,000 | 0 | 催し謝礼金 |
| | | 費用弁償 | 20,000 | 20,000 | 0 | スタッフ謝礼 |
| | | グループ活動支援 | **6,368** | **20,000** | **13,632** | |
| | | 女性活動支援関係諸費 | 6,368 | 20,000 | 13,632 | 茶菓子 |
| | | 小　計 | **514,095** | **849,000** | **334,905** | |
| 体育部活動費 | 健康ふれあい事業 | 健康ウォーキング | **49,333** | **80,000** | **30,667** | |
| | | 材料費 | 49,333 | 80,000 | 30,667 | ポール代・マシュマロ等 |
| | | 費用弁償 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 地域ぐるみラジオ体操 | **8,427** | **10,000** | **1,573** | |
| | | 材料費 | 8,427 | 10,000 | 1,573 | 飲み物 |
| | | 囲碁ボール大会 | **0** | **3,000** | **3,000** | |
| | | 材料費 | 0 | 3,000 | 3,000 | コロナにより中止 |
| | | グラウンドゴルフ大会 | **0** | **10,000** | **10,000** | |
| | | 材料費 | 0 | 10,000 | 10,000 | コロナにより中止 |
| | | 小　計 | **57,760** | **103,000** | **45,240** | |
| **合　　計** | | | **7,219,142** | **8,592,000** | **1,372,858** | |

## 令和３年度　新井自治協議会会計基金

（単位：円）

| 項　　目 | 金　額 | 備　　考 |
|---|---|---|
| **前期繰越金** | 1,614,451円 | 令和２年度繰越額 |
| **基金取崩額** | 0円 | 令和３年度基金取崩額 |
| **基金積立額** | 100,014円 | 令和3年度基金積立額　100,000円　基金利息　14円 |
| **今年度基金残高** | 1,714,465円 | 令和４年３月３１日現在残高 |

# 令和3年度新井の郷交流広場会計決算書

**収入金額　　338,778 円**
**支出金額　　731 円**
**差引金額　　338,047 円**　　次年度へ繰越

**収入の部**

**（単位：円）**

| 項　　目 | R3年度決算額 | R3年度予算額 | 比較増減 | 付　記 |
|---|---|---|---|---|
| 前期繰越金 | 308,776 | 308,776 | 0 | 令和2年度より |
| 販売手数料 | 0 | 1,200 | △ 1,200 | |
| 機械等使用収入 | 30,000 | 30,000 | 0 | 施設及び機械器具等使用料 |
| 預金利息 | 2 | 24 | △ 22 | 受取利息 |
| 合　　計 | 338,778 | 340,000 | △ 1,222 | |

**支出の部**

**（単位：円）**

| 項　目 | R3年度決算額 | R3年度予算額 | 比較増減 | 付　記 |
|---|---|---|---|---|
| ポン菓子販売支出 | 731 | 1,000 | 269 | 消耗品費 |
| 予備費 | 0 | 1,000 | 1,000 | |
| 合　　計 | 731 | 2,000 | 1,269 | |

# 令和３年度　新井の郷基金会計

（単位：円）

| 項　　目 | 金　額 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 前 期 繰 越 金 | 1,087,808円 | 令和２年度繰越額 |
| 基金取崩額 | 0円 | 令和３年度基金取崩額 |
| 基金積立額 | 18円 | 令和3年度基金積立額　基金利息　18円 |
| 今年度基金残高 | 1,087,826円 | 令和４年３月３１日現在残高 |

# 令和３年度　会計監査報告

令和３年度新井自治協議会の下記会計の決算諸表並びに会計書類を監査した結果、適正に処理されていることを確認しました。

記

・ 令和３年度新井自治協議会会計決算書

　・ 令和３年度新井自治協議会　基金会計

・ 令和３年度新井の郷交流広場会計決算書

　・ 令和３年度新井の郷　基金会計

令和４年４月５日

新井自治協議会

監事　小島武敏

監事　徳田　敦

第３号議案

新井自治協議会会則の改正（R4.5.1 施行）

**会則改正の趣旨**

１　幹事会の役割見直し

・ 自治協議会での幹事の役割を、この会の予算及び運営で各自治会に影響する事項を協議することとし、また、柏原自治会長協議会の解散により、幹事会が自治会長会等丹波市から依頼及び要望の協議をする。

２　総会決議の方法変更

・ コロナ後の総会の在り方を見直し、全会員の出席を対象とした総会を、幹事の決議で議決とする。

３　理事の任務と部会構成の変更

・ 理事の仕事の明確化と、部会の役割変更

４　役員から事務局長を外す。

・ 丹波市から委嘱されていた地域コミュティ活動推進委員の廃止により、役員から外して、事務職員とする。

**改正案**

新井自治協議会会則の一部改正について

第 11 条第 1 項第 3 号を削除し第 4 号を 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 11 条に次の「会の事務を行うために、事務局長及び事務員をそれぞれ雇いれすることができる。ただし、定員は２名とする。」を第 2 項追加、及び「上記役員以外に、幹事として、新井地区内自治会長を８名が幹事の職にあたる。」を第 3 項に追加する。

第 12 条第 1 項の「選考委員会」を「幹事」に改める。

第 13 条第 1 項第 3 号を削除し第 4 号を第 3 号とし、「各部会を統括し、事業を推進する。」を「、この会の運営及び執行を行い各地域の総会等適時、活動の説明を行うものとする。」に改める。第 5 号を第 4 号とする。

第 14 条第 1 項の「別に定める報酬」の後に「及び別に定める費用弁償」を加える。

第 18 条第 1 項の「総会の出席は世帯を代表して 1 名が出席するものとする。」を「幹事の出席で議決する。」に改める。

第 18 条第 2 項の「新井地区の各自治会長と柏原町自治会長協議会の三役の内、新井地区選出の役員 1 名及び本会の役員をもって」を「幹事とこの会の正副会長の 11 名で」に改める

第 19 条第 2 項第 1 号の「総会の議決した事項の執行」を「この会の予算及び運営で各自治会に影響する事項」に改め、第 2 号の「総会に付議すべき事項」を「丹波市自治会長会の運営及び要望等」に改める。

第 19 条第 4 項第 1 号の「幹事会の議決した事項の執行」を「この会の運営及び総会に提案する議事」に改める。

第 24 条第 1 項の「その総会において出席会員の中から選任する。」を「会長がこれにあたる。」に改める。
第 25 条第 1 項の「協議会世帯数」を「幹事会」に改める。
第 26 条第 1 項の「出席会員」を「出席幹事」に改め、第２項を「幹事会の議事は、幹事会出席者の過半数、理事会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。」変更する。
第 28 条第 1 項第２号の「会員及び役員」を「幹事会」に改める。
第 29 条第 1 項の「各部」を「事業計画」に改め、第１号から第６号までを削除し、新たに、「第１号生涯学習を支える地域づくり事業に関する部会」、「第２号心豊かな安全安心な地域づくり事業に関する部会」、「第３号新井自治協情報発信事業に関する部会」を追加する。
第 37 条第 1 項及の「総会員数」を「幹事」に改める。

**参考資料**：改正後「新井自治協議会会則新旧表

新井自治協議会会則　新旧対象表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| (役員)<br>第 11 条　この会に次の役員を置く。<br>（1）会長　1 名<br>（2）副会長　2 名<br>（3）事務局長(活動推進員、会計兼務)　1 名<br>（4）理事　12 名以内<br>（5）監事　2 名 | (役員)<br>第 11 条　この会に次の役員を置く。<br>（1）会長　1 名<br>（2）副会長　2 名<br>**（3）**理事　12 名以内<br>**（4）**監事　2 名<br>**2　会の事務を行うために、事務局長及び事務員をそれぞれ雇いれすることができる。ただし、定員は２名とする。**<br>**3　上記役員以外に、幹事として、新井地区内自治会長８名が幹事の職にあたる。** |
| (役員の選出)<br>第 12 条　役員は選考委員会において選任し、総会で承認を得る。 | (役員の選出)<br>第 12 条　役員は**幹事**において選任し、総会で承認を得る。 |
| (役員の任務)<br>第 13 条　役員の任務は次のとおりとする。<br>（1）会長はこの会を代表し、会務を統括する。<br>（2）　副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。<br>（3）事務局長は活動推進員を兼務し、庶務会計、事務処理する。<br>（4）理事は各部会を統括し、事業を推進する。<br>（5）監事はこの会の会計を監査し、総会で報告する。 | (役員の任務)<br>第 13 条　役員の任務は次のとおりとする。<br>（1）会長はこの会を代表し、会務を統括する。<br>（2）　副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。<br>**（3）**理事は、**この会の運営及び執行を行い各地域の総会等適時、活動の説明を行うものとする。**<br>**（4）**監事はこの会の会計を監査し、総会で報告する。 |
| (役員の報酬)<br>第 14 条　役員の報酬は総会において、別に定める報酬とする。 | (役員の報酬)<br>第 14 条　役員の報酬は総会において、別に定める報酬**及び別に定める費用弁償**とする。 |
| (会議の構成)<br>第 18 条　総会は会員をもって構成するが、総会の出席は世帯を代表して　1　名が出席するものとする。但し、重要事項を協議する場合はこの限りでない。 | (会議の構成)<br>第 18 条　総会は会員をもって構成するが、総会の出席・評決は、**幹事の出席で議決する。**但し、重要事項を協議する場合はこの限りでない。 |

| | |
|---|---|
| 2 幹事会は、新井地区の各自治会長と柏原町自治会長協議会の三役の内、新井地区選出の役員 1 名及び本会の役員をもって構成する。 | 2 幹事会は、**幹事とこの会の正副会長の 11 名で**構成する。 |
| (機能)<br>第 19 条　総会は、次に掲げる事項を議決する。<br>（1）事業計画及び収支予算に関すること。<br>（2）事業報告及び収支決算に関すること。<br>（3）会則の制定、改廃に関すること。<br>（4）役員の選任及び解任に関すること。<br>（5）その他この会の運営に係る重要事項に関すること。<br>2 幹事会は、次の事項を議決する。<br>（1）総会の議決した事項の執行に関すること。<br>（2）総会に付議すべき事項に関すること。<br>4 理事会は、次の事項を議決する。<br>（1）幹事会の議決した事項の執行に関すること。 | (機能)<br>第 19 条　総会は、次に掲げる事項を議決する。<br>（1）事業計画及び収支予算に関すること。<br>（2）事業報告及び収支決算に関すること。<br>（3）会則の制定、改廃に関すること。<br>（4）役員の選任及び解任に関すること。<br>（5）その他この会の運営に係る重要事項に関すること。<br>2 幹事会は、次の事項を議決する。<br>（1）**この会の予算及び運営で各自治会に影響する事項**に関すること。<br>（2）**丹波市自治会長会の運営及び要望等**に関すること。<br>4 理事会は、次の事項を議決する。<br>（1）**この会の運営及び総会に提案する議事**に関すること。 |
| (招集)<br>第 23 条　総会・幹事会・理事会・部会は、会長が招集する。<br>5 総会を招集する場合は、協議会会員全世帯に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって開催日の 5 日以前に通知しなければならない。 | (招集)<br>第 23 条　総会・幹事会・理事会・部会は、会長が招集する。<br>5 総会を招集する場合は、**幹事**に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって開催日の 5 日以前に通知しなければならない。 |
| (議長)<br>第 24 条　総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。 | (議長)<br>第 24 条　総会の議長は、**会長がこれにあたる。** |
| (定員数)<br>第 25 条　会議は、総会においては協議会世帯数、幹事会においては幹事数の 2 分の 1、理事会においては役員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。 | (定員数)<br>第 25 条　会議は、総会においては**幹事会**の 2 分の 1 以上、幹事会においては幹事数の 2 分の 1、理事会においては役員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。 |

| | |
|---|---|
| (議決)<br>第 26 条　総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決する。<br>2　幹事会および理事会の議事は、幹事および役員の過半数をもって決する。 | (議決)<br>第 26 条　総会の議事は、この会則に定めるもののほか、**出席幹事**の過半数をもって決する。<br>2　**幹事会の議事は、幹事会出席者の過半数、理事会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。** |
| (議事録)<br>第 28 条　総会(会議)の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。<br>（2）会員及び役員の現在数 | (議事録)<br>第 28 条　総会(会議)の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。<br>（2）**幹事会**の現在数 |
| (部会の役割)<br>第 29 条　協議会に次に掲げる部を置き、各部に定める事業を行う。<br>（1）総務部　総務及び生涯学習、男女共同参画、人権、広報に関する事業<br>（2）健康体育部　健康及び体育に関する事業<br>（3）福祉部　地域生活における福祉に関する事業<br>（4）文化・暮らし　文化事業及び環境、衛生、防犯、防災交通安全に関する事業の安全部<br>（5）子ども育成部　地域における子どもの健全な育成及び子育てに関する事業<br>（6）新井の郷交流部　地域の農産物の加工及び販売を通じて行う住民相互又は他地域との交流事業 | (部会の役割)<br>第 29 条　協議会に次に掲げる部を置き、**事業計画**に定める事業を行う。<br>**（1）生涯学習を支える地域づくり事業に関する部会**<br>**（2）心豊かな安全安心な地域づくり事業に関する部会**<br>**（3）新井自治協情報発信事業に関する部会** |
| (規約の変更)<br>第 37 条　この規約は、総会において、総会員数の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。 | (規約の変更)<br>第 37 条　この規約は、総会において、**幹事**の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。<br><br>附則<br>**7　会則施行　令和 4 年 5 月 1 日から一部変更施行。** |

# 新 井 自 治 協 議 会 会 則

(名称)

第 1 条　この会は、新井自治協議会と称する。

(区域)

第 2 条　この会の区域は、丹波市柏原町新井区域とする。

（事務所の所在地）

第 3 条　この会の事務所は、丹波市柏原町北山 211 番地 1 に置く。

(目的)

第 4 条　この会は、新井区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第 5 条　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）会員相互の連絡事務に関すること。

（2）地域の生活環境の改善及び向上に関すること。

（3）会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。

（4）会員の福利厚生に関すること。

（5）集会施設等の管理運営に関すること。

6）その他目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第 6 条　第 2 条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2　前項に該当しない個人または団体にあっては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

(会費)

第 7 条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第 8 条　会員又は賛助会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2　この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

3　この会の区域に入居した個人または団体に対しては、この会はこれらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第 9 条　この会を退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

2　会員又は賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1）会の区域内に住所を有しなくなったとき。

（2）死亡または解散したとき。

(拠出金品の不返還)

第 10 条　退会した会員が既に納入した会費、その他拠出金品は返還しない。

(役員)

第 11 条　この会に次の役員を置く。
（1）会長　1 名
（2）副会長　2 名
**（3）**理事　12 名以内
**（4）**監事　2 名
**2　会の事務を行うために、事務局長及び事務員をそれぞれ雇いれすることができる。ただし、定員は 2 名とする。**
**3　上記役員以外に、幹事として、新井地区内自治会長 8 名が幹事の職にあたる。**
第 12 条　役員は**幹事**において選任し、総会で承認を得る。
(役員の任務)
第 13 条　役員の任務は次のとおりとする。
（1）会長はこの会を代表し、会務を統括する。
（2）　副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
**（3）理事は、この会の運営及び執行を行い各地域の総会等適時、活動の説明を行うものとする。**
**（4）監事はこの会の会計を監査し、総会で報告する。**
(役員の報酬)
第 14 条　役員の報酬は総会において、別に定める報酬及び**別に定める費用弁償と**する。
(役員の任期)
第 1 5 条　この会の役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。
2　役員に欠員が生じたときは、第 12 条により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
(特別職の設置)
第 16 条　本会に必要ある時は、特別職を置くことができる。
2　前項の特別職は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
(会議の種類)
第 17 条　この会の会議は、総会・幹事会・理事会・部会とする。
2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。
(会議の構成)
第 18 条　総会は会員をもって構成するが、総会の出席・評決は、**幹事の出席で議決する。**但し、重要事項を協議する場合はこの限りでない。
2 幹事会は、**幹事とこの会の正副会長の 11 名**で構成する。
3　理事会は、役員をもって構成する。
4　部会は、新井地区の各自治会関係役員と本会の役員をもって構成する。
(機能)
第 19 条　総会は、次に掲げる事項を議決する。
（1）事業計画及び収支予算に関すること。
（2）事業報告及び収支決算に関すること。
（3）会則の制定、改廃に関すること。
（4）役員の選任及び解任に関すること。

（5）その他この会の運営に係る重要事項に関すること。

2 幹事会は、次の事項を議決する。

（1）**この会の予算及び運営で各自治会に影響する事項**に関すること。

（2）**丹波市自治会長会の運営及び要望等**に関すること。

（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第 1 項に定める事項につき急施を要するものについては、幹事会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

4 理事会は、次の事項を議決する。

（1）**この会の運営及び総会に提案する議事**に関すること。

（2）幹事会に付議すべき事項に関すること。

（3）その他幹事会の議決を要しない会務の執行に関すること。

5 部会は幹事会および理事会で議決した事項を遂行する。

(通常総会)

第 20 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

(臨時総会)

第 21 条 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の 3 分の 1 以上から請求があったときに開催する。

(会議)

第 22 条 幹事会は、会長が必要と認めたとき、又は幹事数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

2 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は役員数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 部会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第 23 条 総会・幹事会・理事会・部会は、会長が招集する。

2 会長は、第 21 条の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に幹事会を招集しなければならない。

4 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

5 総会を招集する場合は、**幹事**に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって開催日の 5 日以前に通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、**会長がこれにあたる。**

2 幹事会および理事会の議長は、会長がこれに当たる。

3 部会の議長は、部会長がこれに当たる。

(定員数)

第 25 条 会議は、総会においては**幹事会**の 2 分の 1 以上、幹事会においては幹事数の 2 分の 1、理事

会においては役員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条　総会の議事は、この会則に定めるもののほか、**出席幹事**の過半数をもって決する。

2　**幹事会の議事は、幹事会出席者の過半数、理事会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。**

3　可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第 27 条　やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 25 条、第 26 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条　総会(会議)の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）会議の日時、場所

（2）**幹事会**の現在数

（3）会議に出席した会員の数及び役員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)

（4）議決事項

（5）議事の経過の概要及びその結果

（6）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選出された、議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

(部会の役割)

第 29 条　協議会に次に掲げる部を置き、**事業計画**に定める事業を行う。

**（1）生涯学習を支える地域づくり事業に関する部会**

**（2）心豊かな安全安心な地域づくり事業に関する部会**

**（3）新井自治協情報発信事業に関する部会**

(委員会の設置)

第 30 条　本会は、必要に応じて各種の委員会を設置することができる。

2、前項の委員会は、理事会の承認により設置する。

(資産の構成)

第 31 条　この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（1）会費

（2）寄付金品

（3）事業に伴う収入

（4）資産から生ずる収入

（5）その他の収入

（6）別に定める財産目録記載の資産

(資産の管理)

第 32 条　資産は会長が管理し、その方法は幹事会の議決により定める。

2 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)
第 33 条　この会の経費は、資産をもって支弁する。
(事業計画及び収支予算)
第 34 条　この会の事業計画及び収支予算は、年度開始後 2 ケ月以内には総会を開催し、議決するものとする。
2　会長は総会において、事業計画及び収支予算が議決されるまでの間、急を要すると判断される場合は役員会の承認を得て事業を実施し、前年度の予算を基準として収入支出することができる。
(事業報告及び収支決算)
第 35 条　この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後 2 ケ月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
(事業年度)
第 36 条　この会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
(規約の変更)
第 37 条　この規約は、総会において、**幹事**の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。
(解散及び残余財産の処分)
第 38 条　この会が、総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。
2　解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。
(書類及び帳簿等の備え付け)
第 39 条　この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
（1）規約
（2）許可に関する書類
（3）役員に関する書類
（4）会議議事録
（5）会員名簿
（6）資産台帳
（7）収入支出に関する帳簿及び証拠書類
（8）各事業年度末の財産目録及び収支決算書
（9）事業計画書及び収支予算書
（10）その他必要な書類及び帳簿
(委任)
第 40 条　この会則の施行に関し、必要な事項は幹事会の議決(総会で報告)を経て別に定める。

附則
1　この規約は、平成 21 年 5 月 31 日より施行（平成 18 年 12 月 2 日施行会則廃止）
2　会則施行細則、平成 24 年 1 月 20 日から施行。(平成 21 年 5 月 31 日施行会則廃止)
3　会則施行、平成 26 年 4 月 25 日から施行。(平成 24 年 1 月 20 日施行会則廃止)
4　会則施行　平成 27 年 4 月 24 日から一部変更施行。

5　会則施行　平成 29 年 4 月 28 日から一部変更施行。
6　会則施行　令和 3 年 5 月 1 日から一部変更施行。
**7　会則施行　令和 4 年 5 月 1 日から一部変更施行。**

# 新井自治協議会会則施行細則

(会費)

第１条　会則第７条に定める会員の会費は、一世帯当たり 1,000 円とする。

２　賛助会員のうち、事業所は、5,000 円とし、別表に定める関係団体は免除とする。

３　会費の納入は、自治会一括として、９月末までに納入するものとする。

(役員の選出)

第２条　会則第 12 条に定める役員の選出は、本会会員の中から選出する。

（１）役員の選出については、任期満了の前３月中に幹事で選考委員会を組織し、広く地区内から適材を登用し、末日までに選考を終了する。

（２）新会長、副会長、がやむを得ず年内に決定しないときは、旧会長または副会長、がその任務を代行する。他の役員についても同様とする。

２　幹事は、石戸自治会長・挙田自治会長・大新屋自治会長・東鴨野自治会長・鴨野自治会長・北山自治会長・田路自治会長・母坪自治会長の８名とする。

(役員の報酬)

第３条　会則第 14 条に定める役員の報酬は次の通りとする。

（１）会長　　３万円（年間）

（２）副会長　　２万円（年間）

（３）理事　　１万円（年間）

（４）監事　　３千円（年間）

２　費用弁償については、丹波市旅費規定に基づいた費用弁償を支払う。

(施行細則の変更)

第４条　本会の施行細則の改正は、幹事会で行う。

附則　　平成 24 年１月 20 日制定
　　平成 26 年４月 25 日改定
　　平成 30 年４月 27 日一部変更、施行
　　令和４年５月１日改定

**令和４年度新井自治協議会事業計画（案）**

全世界の、新型コロナウイルスは収まる気配が見えず新たなデルタ株・オミクロン株といったこれまで経験したことのない脅威が丹波市にも押し寄せ多くの感染者が出ています。また、温暖化による異常気象により頻繁に災害が発生しています。

そこで、新井自治協議会の役割は以前からの大量消費から持続可能な自治協議会の運営が必要になってきています。

新井自治協議会の規約で定められている目的「新井区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が定められており、今年度からの予算編成は「施設維持管理費」「自治協議会運営費」と「地域活動」の３事業により持続可能な事業実施目指します。

○ 施設維持管理費

施設維持管理費については、新井ふれあいセンター及び新井幼稚園跡地整備関係の予算を計上

・ 新井幼稚園跡地関係経費

整備費　　600,000 円

電気料金・水道料金。

・ ふれあいセンター経費

貸館用移動式鏡　　200,000 円（踊り・ダンスの練習用）

自治会賠償保険料　307,000 円

○ 協議会運営費

協議会運営費として、役員報酬・賃金を計上し自治協議会の運営の経常的経費を計上した。

○ 地域活動事業

【生涯学習を支える地域づくり事業】

・ 夏休みチャレンジ学習

**令和４年７月 26 日（火）・７月 27 日（水）・７月 29 日（金）・８月２日（火）**
**８月 19 日（金）**新井ふれあいセンターで実施予定午前 8 時から 10 時まで

・ 子ども子育て交流広場事業

にいっこフェスティバルを **10 月 22 日（土）**開催予定、幼児及び育児世代が集い楽しめる広場を設け、育児を応援する地域環境をつくることを目的として、広場事業を

柏原子育てセンターが主催し、「にいっこチルドレン」と新井自治協議会が支援して行う。

・ 子供支援事業

新井小学校と連携して「新井塾」協力・柏原中学校 3 年生の卒業時にバラを贈る（18 名予定）・こども園ミライズそらへ野菜苗の提供

【心豊かな安全安心な地域のづくり事業】

・ 新井地区文化創作作品展

**実施日 11 月 4 日（金）～6 日（日）** 新井ふれあいセンター

日頃趣味や学習で培われた作品出展及び新井地区内のグループ活動の紹介等による住民相互の交流を図る。

・ 100 歳体操支援事業

現在 3 地域で実施されている 100 歳体操の合同開催を実施、その時骨密度測定や健康教室も実施する。（年 3 回実施予定）

・ 心の健康教室

コロナ禍で大変な日常を過ごしていて、心の不調を訴える人も増える中で、心と体のカウンセラーの方の、心の健康教室を実施する。

・ ノルディックウォーキングの定期的な開催

令和３年度に実施したノルディックウォーキング定期的に実施して、令和５年１月９日（祝）に新春歩こう会で、歩きはじめを実施する。

・ 防災機材整備事業

防災事業補助金を活用して備品の整備を図る（８割補助）。

【新井自治協情報発信事業】

・ 広報誌の発行

年間 2 回広報誌を発行する。

・ SNS を使った情報発信

ラインやズームまた、ユーチューブを使った情報発信をする。

＊SNS とは、social networking service の略称です。SNS は、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことです。

【交流広場事業】

〇黒豆菓子販売

地域住民に向けて黒豆菓子を販売するとともに、材料（黒豆・米）持ち込みのポン菓子加工日を年 1 回以上実施いたします。

# 令和4年度　新井自治協議会当初予算（案）

**収　入　金　額　　6,873,500円**

**支　出　金　額　　6,873,500円**

**差　引　金　額　　0円**

1、収入の部

（単位：円）

| 項　目 | 令和4年度<br>予算額 | 令和3年度<br>予算現額 | 比較増減 | R３年度<br>決算額 | 付　記 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前期繰越金 | 790,048 | 943,679 | △ 153,631 | 943,679 | |
| 市交付金 | 2,000,000 | 2,000,000 | 0 | 2,000,000 | 運営・管理/活動 |
| | 990,000 | 1,029,000 | △ 39,000 | 1,029,000 | |
| | 1,100,000 | 800,000 | 300,000 | 800,000 | ３号交付金 |
| | 147,000 | 147,000 | 0 | 147,000 | ４号交付金広報たんば配布受託 |
| 助成金 | 580,000 | 2,623,000 | △ 2,043,000 | 2,047,000 | 地域福祉推進支援 300,000円<br>スポーツ振興委託料　180,000円<br>防防災助成100,000円 |
| 受託料 | 240,000 | 240,000 | 0 | 240,000 | スポーツ21新井事務委託料 |
| 会費 | 506,500 | 461,000 | 45,500 | 454,000 | 会員より　1,000円/戸他<br>丹波市自治会長会100円×455＝45,500円 |
| 利用料 | 150,000 | 150,000 | 0 | 145,041 | 施設及び備品利用料 |
| 受取保険料 | 181,000 | 181,000 | 0 | 181,970 | 8自治会より466世帯分 |
| 協賛金 | 1,000 | 0 | 1,000 | 0 | 協賛金他 |
| 雑収入 | 187,952 | 17,321 | 170,631 | 21,500 | 公衆電話委託手数料及び預金利子2,348円<br>個人社会保険料等　185,604円 |
| 合　計 | 6,873,500 | 8,592,000 | △ 1,718,500 | 8,009,190 | |

2、支出の部

（単位：円）

| 項　目 | | | 令和4年度<br>予算額 | 令和3年度<br>予算額 | 比較増減 | R３年度<br>決算額 | 付　記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 施設維持管理費 | 需用費 | | 870,500 | 630,000 | 240,500 | 560,027 | |
| | | 消耗品費 | 30,000 | 30,000 | 0 | 7,880 | 除草薬剤等維持管理用消耗品 |
| | | 光熱水費 | 610,500 | 570,000 | 40,500 | 537,147 | 電気料金42,800円×12ヵ月＝513,600円<br>上下水道、4,700円×12ヵ月＝56,400円<br>ガス代　8,100円<br><br>新井幼稚園跡地電気・水道代<br>電気料金　700円×12ヵ月＝ 8,400円<br>水道料金　2,000円×12ヵ月＝24,000円<br>32,400円 |
| | | 修繕費 | 30,000 | 30,000 | 0 | 15,000 | 施設設備等修理 |
| | | 材料費 | 200,000 | | 200,000 | | 新井幼稚園跡地整備用砕石　（３号交付金） |
| | 役務費 | | 387,000 | 386,000 | 1,000 | 383,923 | |
| | | 通信運搬費 | 80,000 | 93,000 | △ 13,000 | 92,253 | 電話料 |
| | | 保険料 | 307,000 | 293,000 | 14,000 | 291,670 | 自治会賠償　242,800円<br>火災保険　64,200円 |
| | 委託料 | | 400,000 | 400,000 | 0 | 338,550 | |
| | | 施設管理委託料 | 300,000 | 300,000 | 0 | 250,000 | 土日夜間管理委託料 |
| | | 保安点検委託料 | 100,000 | 100,000 | 0 | 88,550 | 定期検査等<br>自動ドア55,000円、消防設備26,400円他 |
| | 使用料及び賃借料 | | 27,000 | 27,000 | 0 | 26,650 | |
| | | 賃借料 | 10,000 | 10,000 | 0 | 10,000 | 備品格納庫 |
| | | テレビ受信料 | 17,000 | 17,000 | 0 | 16,650 | ＮＨＫ受信料、共聴組合費 |

| 項　目 | | | 令和4年度<br>予算額 | 令和3年度<br>予算現額 | 比較増減 | R３年度<br>決算額 | 付　記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 備品購入費 | | 200,000 | 565,000 | △ 365,000 | 563,145 | |
| | | 備品費 | 200,000 | 565,000 | △ 365,000 | 563,145 | 鏡　移動式　５万円×4台＝200,000円<br>３号交付金 |
| | 工事請負費 | | 600,000 | 2,515,000 | △ 1,915,000 | 2,175,100 | |
| | | 工事請負費 | 600,000 | 2,515,000 | △ 1,915,000 | 2,175,100 | 新井幼稚園跡地整備工事費<br>（３号交付金） |
| | 小　計 | | 2,484,500 | 4,523,000 | △ 2,038,500 | 4,047,395 | |
| 協議会運営費 | 報酬 | | 196,000 | 196,000 | 0 | 186,000 | |
| | | 役員報酬 | 196,000 | 196,000 | 0 | 186,000 | 会長30,000円　副会長20,000円×2<br>理事10,000円×12　監事3,000円×2 |
| | 賃金 | | 2,497,000 | 2,106,000 | 391,000 | 1,979,744 | |
| | | 賃金 | 2,060,000 | 2,055,000 | 5,000 | 1,935,644 | 賃金2名分　2,060,000円 |
| | | 社会保険料等 | 386,000 | 0 | 386,000 | | 社会保険料　　356,808円<br>雇用保険料　　28,800円 |
| | | 通勤費 | 51,000 | 51,000 | 0 | 44,100 | 4200円/月 |
| | 費用弁償 | | 58,000 | 48,000 | 10,000 | 44,000 | |
| | | 車両借上費 | 58,000 | 48,000 | 10,000 | 44,000 | 車両借上　@2,000円/月<br>出張車両借上　40円×500＝10,000円 |
| | 会議費 | | 10,000 | 50,000 | △ 40,000 | 0 | |
| | | 会議研修費 | 10,000 | 50,000 | △ 40,000 | 0 | 役員・幹事研修 |
| | 需用費 | | 209,000 | 209,000 | 0 | 109,712 | |
| | | 消耗品費 | 125,000 | 125,000 | 0 | 61,977 | ゴミ袋、消毒用アルコール他 |
| | | 印刷製本費 | 84,000 | 84,000 | 0 | 47,735 | コピー機使用料 |
| | 役務費 | | 10,000 | 7,000 | 3,000 | 5,674 | |
| | | 郵券料及び手数料 | 10,000 | 7,000 | 3,000 | 5,674 | 郵券料等　10,000円 |
| | 基金積立 | | 100,000 | 100,000 | 0 | 100,000 | |
| | | 基金積立 | 100,000 | 100,000 | 0 | 100,000 | 基金会計積立 |
| | 負担金 | | 94,000 | 95,000 | △ 1,000 | 80,000 | |
| | | 負担金 | 94,000 | 95,000 | △ 1,000 | 80,000 | 柏原地域支えあい推進会議　30,000円<br>観光協会40,000円、175号協議会10,000円<br>丹波市自治会長会負担金<br>30円×455＝13,650円 |
| | 予備費 | | 100,000 | 170,000 | △ 70,000 | 0 | |
| | | 予備費 | 100,000 | 170,000 | △ 70,000 | 0 | |
| | 小　計 | | 3,274,000 | 2,981,000 | 293,000 | 2,505,130 | |
| | 生涯学習を支える地域づくり事業 | | 375,000 | 401,000 | △ 26,000 | 332,042 | |
| | 報償費 | | 120,000 | 69,000 | 51,000 | 66,000 | |
| | | 講師謝金 | 30,000 | 46,000 | △ 16,000 | 18,000 | 学習支援講師<br>60ｈ×500円＝30,000円 |
| | | 謝礼金 | 90,000 | 23,000 | 67,000 | 48,000 | 子ども子育て広場<br>子供見守り等謝金　60,000円<br>イベントグループ謝金　30,000円 |
| | 需用費 | | 200,000 | 312,000 | △ 112,000 | 255,181 | |
| | | 消耗品費 | 110,000 | 222,000 | △ 112,000 | 173,679 | 夏休みチャレンジ学習 消耗品　10,000円<br>子ども子育て広場消耗品　100,000円 |
| | | 印刷製本費 | 5,000 | 0 | 5,000 | 0 | 冊子印刷代　5,000円 |
| | | 原材料費 | 50,000 | 60,000 | △ 10,000 | 59,561 | 中学卒業記念バラ　1,500円×20名＝30,000円<br>保育園野菜苗　20,000円 |
| | | 食材費 | 35,000 | 30,000 | 5,000 | 21,941 | 子ども子育て広場飲物代等　30,000円<br>地域づくり管理飲物代等　　5,000円 |
| | 役務費 | | 20,000 | 20,000 | 0 | 10,861 | |

| 項目 | | | 令和4年度<br>予算額 | 令和3年度<br>予算現額 | 比較増減 | R３年度<br>決算額 | 付記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地域活動事業 | | 郵券料 | 20,000 | 20,000 | 0 | 10,861 | 郵券料　案内通知等 |
| | 使用料 | | 35,000 | 0 | 35,000 | 0 | |
| | | 会場使用料 | 35,000 | 0 | 35,000 | 0 | 夏休みチャレンジ学習 年輪の里工作使用料<br>1,000円×35名＝35,000円 |
| | 心豊かな安全安心な地域のづくり事業 | | 402,000 | 541,000 | △ 139,000 | 234,813 | |
| | 報償費 | | 70,000 | 0 | 70,000 | 0 | |
| | | 講師謝金 | 70,000 | 0 | 70,000 | 0 | 講師謝金　10,000円　・心の教室　30,000円<br>・ノルディックウォーキング　10,000円×3回＝30,000円 |
| | 需用費 | | 110,000 | 396,000 | △ 286,000 | 108,861 | |
| | | 消耗品費 | 40,000 | 322,000 | △ 282,000 | 63,632 | 消耗品費　20,000円　100歳体操合同実施　3回<br>展示用消耗品　20,000円 |
| | | 印刷製本費 | 20,000 | 4,000 | 16,000 | 0 | 冊子等資料の印刷代　20,000円 |
| | | 食材費 | 20,000 | 20,000 | 0 | 13,615 | 飲食代等　20,000円 |
| | | 原材料費 | 30,000 | 50,000 | △ 20,000 | 31,614 | 植栽グループ支援（花いっぱい運動）<br>30,000円 |
| | 委託料 | | 82,000 | 0 | 82,000 | 0 | 0 |
| | | 委託料 | 82,000 | 0 | 82,000 | 0 | 骨密度測定<br>機械借り入れ料　65,000円×1.1＝71,500円<br>一人300円×30名×1.1＝9,900円 |
| | 備品購入費 | | 140,000 | 145,000 | △ 5,000 | 125,952 | |
| | | 備品購入費 | 130,000 | 130,000 | 0 | 125,952 | 防災資機材（災害・緊急時の備えづくり） |
| | | 図書購入費 | 10,000 | 15,000 | △ 5,000 | 0 | 書籍他（ふれあい図書） |
| | 新井自治協情報発信事業 | | 338,000 | 146,000 | 192,000 | 99,762 | |
| | 報償費 | | 10,000 | 10,000 | 0 | 5,000 | |
| | | 謝礼金 | 10,000 | 10,000 | 0 | 5,000 | 文化財調査等謝金 |
| | 需用費 | | 123,000 | 76,000 | 47,000 | 36,322 | |
| | | 消耗品 | 53,000 | 0 | 53,000 | 0 | Photoshop Element ソフト23,000円<br>その他ソフト代　20,000円<br>配線ケーブル等　10,000円 |
| | | 印刷製本費 | 70,000 | 76,000 | △ 6,000 | 36,322 | 広報印刷代　12,000円×3回　定例2回　臨時号1回<br>その他啓発印刷物　34,000円 |
| | 役務費 | | 105,000 | 60,000 | 45,000 | 58,440 | |
| | | 通信運搬費 | 105,000 | 60,000 | 45,000 | 58,440 | ０ＣＮ・ＤｏSPOT　1,870円×12月＝22,440円<br>FM80．5放送　36,000円<br>ｚoom　2,200円×12ヵ月＝26,400円<br>kinton　1,650円×12ヵ月＝19,800円 |
| | 備品購入費 | | 100,000 | 0 | 100,000 | 0 | |
| | | 備品購入費 | 100,000 | 0 | 100,000 | 0 | YouTube作成用備品　100,000円 |
| | 小計 | | 1,115,000 | 1,088,000 | 27,000 | 666,617 | |
| 合計 | | | 6,873,500 | 8,592,000 | △ 1,718,500 | 7,219,142 | |

# 令和４年度新井の郷交流広場会計予算書(案)

**収入金額　369,000円**
**支出金額　369,000円**
**差引金額　0円**

**収入の部**　**（単位：円）**

| 項　　目 | R4年度予算額 | R3年度予算額 | 比較増減 | 付　記 |
|---|---|---|---|---|
| 前年度繰越金 | 338,047 | 308,776 | 29,271 | 令和３年度より |
| 機械等使用収入 | 30,000 | 30,000 | 0 | 施設及び機械器具等使用料 |
| 雑収入 | 953 | 2 | 951 | 預金利息及び雑入 |
| 合　　計 | 369,000 | 338,778 | 30,222 | |

**支出の部**

| 項　　目 | R4年度予算額 | R3年度予算額 | 比較増減 | 付　記 |
|---|---|---|---|---|
| ポン菓子販売支出 | 35,000 | 731 | | ガス代及びその他消耗品 |
| 基金積立金 | 300,000 | 0 | | 基金積立金 |
| 予備費 | 34,000 | 0 | | |
| 合　　計 | 369,000 | 731 | 368,269 | |

# 令和 3･4年度新井自治協議会役員名簿

| 職　　名 | 自 治 会 | 氏　　名 |
|---|---|---|
| 会長 | 田路 | 谷垣　昌三 |
| 副会長 | 鴨野 | 鈴木　　守 |
| 副会長 | 大新屋 | 谷垣　恵美子 |
| 理事 | 挙田 | 井手　典子 |
| 理事 | 挙田 | 黒田　好信 |
| 理事 | 挙田 | 久下井　高志　R4　久下幸二理事から交代 |
| 理事 | 大新屋 | 竹安　　稔 |
| 理事 | 大新屋 | 足立　義人 |
| 理事 | 東鴨野 | 藤原　國之 |
| 理事 | 鴨野 | 南　　祐美 |
| 理事 | 北山 | 高橋　祐樹 |
| 理事 | 北山 | 能勢　陽子 |
| 理事 | 田路 | 上田　敏春 |
| 理事 | 田路 | 岡田　裕樹 |
| 理事 | 母坪 | 植木　貴広　R4　徳田守男理事から交代 |
| 監事 | 鴨野 | 小畠　武敏 |
| 監事 | 母坪 | 徳田　　敦 |
| 事務局長 | 田路 | 矢本　正巳 |
| 事務主任 | 氷上町清住 | 長久　照己 |